

環境基準、騒音規制法で規定されている騒音の評価量

		評価量など	測定に関する記述
環境基準など	騒音に係る環境基準	等価騒音レベル($L_{Aeq,T}$)で評価する ●昼間(6~22時)の $L_{Aeq,16h}$ ●夜間(22~翌日6時)の $L_{Aeq,8h}$ 基準値は地域の類型など*1および時間の区分により異なる	JIS Z 8731
	航空機騒音に係る環境基準	時間帯補正等価騒音レベル(L_{den})で評価する 基準値は地域の類型*2により異なる(時間帯ごとに重み付け)	●周波数重み付け特性 A
	新幹線鉄道騒音に係る環境基準	20本の列車のピークレベルの上位半数のパワー平均値 基準値は地域の類型*3により異なる(午前6時~午後12時)	●周波数重み付け特性 A ●時間重み付け特性 S
	小規模飛行場環境保全暫定指針	一日の平均離着陸回数が10回以下の飛行場を対象とした当該指針は「航空機騒音に係る環境基準」に統一	_____
	在来鉄道の新設または大規模改良に際しての騒音対策指針	等価騒音レベル($L_{Aeq,T}$)で評価する ●昼間(7~22時)の $L_{Aeq,15h}$ で60 dB以下 ●夜間(22~翌日7時)の $L_{Aeq,9h}$ で55 dB以下	●周波数重み付け特性 A
騒音規制法	特定工場などにおいて発生する騒音の規制に関する基準 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準	騒音の時間的変動の状態に対応させて以下の評価量を用いる ●騒音計の指示値が変動せず、または変動が少ない場合 : 指示値(L_A) ●騒音計の指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合 : 変動ごとの指示値の最大値の平均値(L_{A-Fmax}) ●騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合 : 測定値の90パーセントレンジの上端の数値(L_{A5}) ●騒音計の指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合 : その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値($L_{A-Fmax-5}$) 特定工場: 基準値は区域の区分、時間の区分により異なる*4 特定建設作業: 基準値は85 dBで区域*5により作業時間などが異なる	JIS Z 8731 ●周波数重み付け特性 A ●時間重み付け特性 F
	自動車騒音の大きさの許容限度	定常走行騒音、近接排気騒音、加速走行騒音を対象	測定方法は同告示別表備考に記述
	自動車騒音の限度を定める省令(要請限度)	等価騒音レベル($L_{Aeq,T}$)で評価する ●昼間(6~22時)の $L_{Aeq,16h}$ ●夜間(22~翌日6時)の $L_{Aeq,8h}$ 基準値は区域の区分*6および時間の区分により異なる	JIS Z 8731
	深夜営業騒音などの規制	騒音規制法第4条に基づき、知事が特定工場などにおいて発生する騒音について定める規制基準以下とする。	_____
	商業宣伝などの拡声器放送に係る騒音の防止対策の推進	_____	_____

注) *1 AA、AおよびB、Cの別に都道府県知事などが指定。ただし、道路に面する地域にあってはA地域で2車線以上の場合、B地域で2車線以上の場合およびC地域で車線を有する場合の別に分類。
 *2 I(専ら住居の用に供される地域)、II(I以外で通常の生活を保全する必要がある地域)の別に都道府県知事が指定。
 *3 I(主として住居の用に供される地域)、II(商工業の用に供される地域などI以外の地域で通常の生活を保全する必要がある地域)の別に都道府県知事などが指定。
 *4 区域の区分は第1種区域~第4種区域の別に都道府県知事が指定。時間の区分は、朝(午前5時または6時~午前7時または8時)、昼間(午前7時または8時~午後6時、7時または8時)、夕(午後6時、7時または8時~午後9時、10時または11時)、夜間(午後9時、10時または11時~翌日の午前5時または6時)までとして都道府県知事などが指定。
 *5 1号区域、2号区域の別に都道府県知事などが指定。
 *6 a区域、b区域、c区域の別に都道府県知事などが指定。